

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
1. 薬剤師以外による調剤薬受け渡しの容認					
029010	五泉市東蒲原郡医師会 阿賀町	へき地在宅医療特区構想	医薬品医療機器等法(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)第9条の2 医薬品医療機器等法(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)第9条の3	患者の同意を得たうえで、地域の医療機関、調剤薬局、在宅医療推進センターによる3者契約の締結をもって、在宅医療推進センター職員による患者への調剤薬の受け渡しを行えるようにする。特に豪雪期には患者の移動も薬剤師による配達も困難となるが、土地に慣れており中立的立場の同センター職員による調剤薬運搬が可能となることにより、服薬中断による慢性疾患の悪化等のリスクを低減できる。	テレビ電話を活用した薬剤師による対面服薬指導の例外措置については、平成27年6月の日本再興戦略において、遠隔診療のニーズに対応するため、医療機関や薬局といった医療資源が乏しい離島、へき地について、遠隔診療が行われた場合に実証的に可能とするよう法的措置を講じる旨、閣議決定されており、平成28年5月に成立した改正国家戦略特区法において必要な規定が盛り込まれているところ。ご提案のテレビ電話を活用した薬剤師による対面服薬指導の例外措置についても、まず、上記閣議決定や同法の施行状況を踏まえる必要がある。
2. 薬局以外での医薬品販売の容認					
029020	五泉市東蒲原郡医師会 阿賀町	へき地在宅医療特区構想	医薬品医療機器等法(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)第37条(販売方法等の制限)	医師による訪問診療等の後、お薬手帳(原本)と処方箋(FAX)を患者の希望薬局に送達し、薬局薬剤師が各種の確認や疑義照会等を行ったうえで調剤を行う。契約に基づき委任を受けた在宅医療推進センターの職員が調剤された医薬品を患者宅へ配送して代金受領を代行する。配送後直ちに薬剤師が阿賀町テレビ電話により患者本人と対面で服薬指導と副作用確認等を行い、その時点で変更が生じた場合は調剤薬の差し替えを在宅医療推進センターに依頼する。 全世帯(4,800)の4軒に1軒がひとり暮らし高齢者世帯で、香川県の半分に相当する広大な面積に無医地区数が県内最多。かつ町の全域が特別豪雪地帯で、車1台がやっと通れるような狭い道路の奥にある集落も多い。町内4薬局は全て町中心部に集中。うち3薬局が1人薬剤師のため全ての在宅応需に対応は困難。現行制度である在宅患者訪問薬剤管理指導を適用しても採算性確保が不可能。	テレビ電話を活用した薬剤師による対面服薬指導の例外措置については、平成27年6月の日本再興戦略において、遠隔診療のニーズに対応するため、医療機関や薬局といった医療資源が乏しい離島、へき地について、遠隔診療が行われた場合に実証的に可能とするよう法的措置を講じる旨、閣議決定されており、平成28年5月に成立した改正国家戦略特区法において必要な規定が盛り込まれているところ。ご提案のテレビ電話を活用した薬剤師による対面服薬指導の例外措置についても、まず、上記閣議決定や同法の施行状況を踏まえる必要がある。

09【厚生労働省】国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
3. 薬局以外での医薬品の調剤の容認					
029030	五泉市東蒲原郡医師会 阿賀町	へき地在宅医療特区構想	薬剤師法(調剤の場所)第22条	<p>医師による訪問診療等の後、お薬手帳(原本)と処方箋(FAX)を患者の希望薬局に送達し、薬局薬剤師が各種の確認や疑義照会等を行ったうえ調剤を行う。契約に基づき委任を受けた在宅医療推進センターの職員が調剤された医薬品を患者宅へ配送して代金受領を代行する。配送後直ちに薬剤師が阿賀町テレビ電話により患者本人と対面で服薬指導と副作用確認等を行い、その時点で変更が生じた場合は調剤薬の差し替えを在宅医療推進センターに依頼する。</p> <p>全世帯(4,800)の4軒に1軒がひとり暮らし高齢者世帯で、香川県の半分に相当する広大な面積に無医地区数が県内最多。かつ町の全域が特別豪雪地帯で、車1台がやっと通れるような狭い道路の奥にある集落も多い。町内4薬局は全て町中心部に集中。うち3薬局が1人薬剤師のため全ての在宅応需に対応は困難。現行制度である在宅患者訪問薬剤管理指導を適用しても採算性確保が不可能。</p>	<p>テレビ電話を活用した薬剤師による対面服薬指導の例外措置については、平成27年6月の日本再興戦略において、遠隔診療のニーズに対応するため、医療機関や薬局といった医療資源が乏しい離島、へき地について、遠隔診療が行われた場合に実証的に可能とするよう法的措置を講じる旨、閣議決定されており、平成28年5月に成立した改正国家戦略特区法において必要な規定が盛り込まれているところ。ご提案のテレビ電話を活用した薬剤師による対面服薬指導の例外措置についても、まず、上記閣議決定や同法の施行状況を踏まえる必要がある。なお、ご提案の要望において、調剤が薬剤師により薬局において適切に行われるのであれば、薬剤師法第22条はご提案の要望に係る規制の根拠規定には当たらないと考えられる。</p>
4. 患者居宅以外での処方箋の確認及び疑義照会の実施の容認					
029040	五泉市東蒲原郡医師会 阿賀町	へき地在宅医療特区構想	薬剤師法施行規則第3章(居宅等において行うことのできる調剤の業務)第13条の2	<p>医師による訪問診療等の後、お薬手帳(原本)と処方箋(FAX)を患者の希望薬局に送達し、薬局薬剤師が各種の確認や疑義照会等を行ったうえ調剤を行う。契約に基づき委任を受けた在宅医療推進センターの職員が調剤された医薬品を患者宅へ配送して代金受領を代行する。配送後直ちに薬剤師が阿賀町テレビ電話により患者本人と対面で服薬指導と副作用確認等を行い、その時点で変更が生じた場合は調剤薬の差し替えを在宅医療推進センターに依頼する。</p> <p>全世帯(4,800)の4軒に1軒がひとり暮らし高齢者世帯で、香川県の半分に相当する広大な面積に無医地区数が県内最多。かつ町の全域が特別豪雪地帯で、車1台がやっと通れるような狭い道路の奥にある集落も多い。町内4薬局は全て町中心部に集中。うち3薬局が1人薬剤師のため全ての在宅応需に対応は困難。現行制度である在宅患者訪問薬剤管理指導を適用しても採算性確保が不可能。</p>	<p>テレビ電話を活用した薬剤師による対面服薬指導の例外措置については、平成27年6月の日本再興戦略において、遠隔診療のニーズに対応するため、医療機関や薬局といった医療資源が乏しい離島、へき地について、遠隔診療が行われた場合に実証的に可能とするよう法的措置を講じる旨、閣議決定されており、平成28年5月に成立した改正国家戦略特区法において必要な規定が盛り込まれているところ。ご提案のテレビ電話を活用した薬剤師による対面服薬指導の例外措置についても、まず、上記閣議決定や同法の施行状況を踏まえる必要がある。なお、薬剤師法施行規則第13条の2は、薬剤師法第22条における居宅等において行うことのできる調剤の業務を示しているものであり、ご提案の要望において、調剤が薬剤師により薬局において適切に行われるのであれば、ご提案の要望に係る規制の根拠規定には当たらないと考えられる。</p>

09【厚生労働省】国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
5. 第3者による調剤薬の配達等の容認					
029050	五泉市東蒲原郡医師会 阿賀町	へき地在宅医療特区構想	医薬品医療機器等法(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)第9条の2 医薬品医療機器等法(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)第9条の3 医薬品医療機器等法(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)第24条	医師による訪問診療等の後、お薬手帳(原本)と処方箋(FAX)を患者の希望薬局に送達し、薬局薬剤師が各種の確認や疑義照会等を行ったうえ調剤を行う。契約に基づき委任を受けた在宅医療推進センターの職員が調剤された医薬品を患者宅へ配送して代金受領を代行する。配送後直ちに薬剤師が阿賀町テレビ電話により患者本人と対面で服薬指導と副作用確認等を行い、その時点で変更が生じた場合は調剤薬の差し替えを在宅医療推進センターに依頼する。 全世帯(4,800)の4軒に1軒がひとり暮らし高齢者世帯で、香川県の半分に相当する広大な面積に無医地区数が県内最多。かつ町の全域が特別豪雪地帯で、車1台がやっと通れるような狭い道路の奥にある集落も多い。町内4薬局は全て町中心部に集中。うち3薬局が1人薬剤師のため全ての在宅応需に対応は困難。現行制度である在宅患者訪問薬剤管理指導を適用しても採算性確保が不可能。	テレビ電話を活用した薬剤師による対面服薬指導の例外措置については、平成27年6月の日本再興戦略において、遠隔診療のニーズに対応するため、医療機関や薬局といった医療資源が乏しい離島、へき地について、遠隔診療が行われた場合に実証的に可能とするよう法的措置を講じる旨、閣議決定されており、平成28年5月に成立した改正国家戦略特区法において必要な規定が盛り込まれているところ。ご提案のテレビ電話を活用した薬剤師による対面服薬指導の例外措置についても、まず、上記閣議決定や同法の施行状況を踏まえる必要がある。

09【厚生労働省】国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
6. 対面・店頭以外での服薬指導及び要指導医薬品の販売・授与の容認					
029060	五泉市東蒲原郡医師会 阿賀町	へき地在宅医療特区構想	薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律等の施行等について 第二4(2)(平成26年3月10日・薬食発0310第1号)	阿賀町テレビ電話による服薬指導においては、患者との直接対面による情報提供・指導と同等の質が確保できるため、これを特区内で認めてほしい。当該措置により代理人に対する情報提供・指導を減らし、薬剤師が直接患者と接する機会が増えることから、より有効かつ安全な薬物治療が可能となり、包括的な在宅医療の推進に資する。	テレビ電話を活用した薬剤師による対面服薬指導の例外措置については、平成27年6月の日本再興戦略において、遠隔診療のニーズに対応するため、医療機関や薬局といった医療資源が乏しい離島、へき地について、遠隔診療が行われた場合に実証的に可能とするよう法的措置を講じる旨、閣議決定されており、平成28年5月に成立した改正国家戦略特区法において必要な規定が盛り込まれているところ。ご提案のテレビ電話を活用した薬剤師による対面服薬指導の例外措置についても、まず、上記閣議決定や同法の施行状況を踏まえる必要がある。
045060	千葉市	幕張新都心から挑戦する未来都市実証特区～多世代・多文化が共生する国際都市～	・医薬品医療機器等法第36条の6 ・医薬品医療機器等法第37条 ・医薬品医療機器等法第9条の2 ・医薬品医療機器等法第9条の3 ・医薬品医療機器等法第24条	遠隔での薬剤師による服薬指導を行った後、ドローンによる要指導薬及び処方薬の配送を可能とする。	医薬品の販売又は授与に当たっては、医薬品医療機器等法に基づき、薬剤師の管理の下、品質保持、本人への確実な授与等が確保されることが必要とされているところであり、関係省庁連絡会議においても、安全性、確実性の確保を前提として活用可能性を検討していくことが必要であるとされており、また、ドローンそのものに関する詳細なルールが検討されている途上であると認識している。また、ご提案の要望について遠隔服薬指導が前提であれば、テレビ電話を活用した薬剤師による対面服薬指導の例外措置については、平成27年6月の日本再興戦略において、遠隔診療のニーズに対応するため、医療機関や薬局といった医療資源が乏しい離島、へき地について、遠隔診療が行われた場合に実証的に可能とするよう法的措置を講じる旨、閣議決定されており、平成28年5月に成立した改正国家戦略特区法において必要な規定が盛り込まれているところ。ご提案のテレビ電話を活用した薬剤師による対面服薬指導の例外措置についても、まず、上記閣議決定や同法の施行状況を踏まえる必要がある。
7. GMPと同等の品質が保証される薬物の「治験薬」としての容認					
036010	公立大学法人横浜市立大学	Lu-177 DOTATATEを使用した神経内分泌腫瘍に対する臨床研究	・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第1条第1項第2号、3号 ・医療法施行規則第24条第1項第8号 ・医薬品医療機器等法(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)第2条第17項	日本、EU及び米国のGMP(品質保証の基準)に適合し、人の安全性が確保された海外治験薬である「Lu-177 DOTATATE」について、医療法施行規則第24条第1項第8号に規定する治験薬(医薬品医療機器等法第2条第17項に規定する治験の対象とされる薬物)と同等の解釈とすることにより、臨床研究の実施を可能とする。	○ ご提案の「Lu-177 DOTATATE」が、「放射線を放出する同位元素等の数量等を定める件」(平成12年科学技術庁告示第5号)の別表第1に記載されている核種ごとの数量・濃度の基準を超えるものである場合には、放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規制対象となる。 ○ しかし、臨床研究に用いられる薬物については、医療法の規制の対象とはなっており、二重規制にはなっていない。臨床研究に用いられる薬物を治験薬と同等に医療法の規制対象とすることの可否については、臨床研究に用いられる薬物の範囲、性質等を踏まえ、関係省庁と慎重な検討を行うことが必要と考えている。

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
8. 放射性医薬品の投与患者の退出基準の緩和					
036020	公立大学法人横浜市立大学	Lu-177 DOTATATEを使用した神経内分泌腫瘍に対する臨床研究	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療法施行規則第30条の15 ・ 医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について(平成13年3月12日医薬発第188号)第二(四)3(3) ・ 放射性医薬品を投与された患者の退出について(平成10年6月30日医薬安発第70号) 	<p>「Lu-177 DOTATATE」を投与された患者の中で、投与3日以内で退出基準(抑制すべき線量の基準)を満たし退出が認められる患者については、放射線治療病室以外の関係学会が作成した実施要綱に従って管理される特別な病室(適切な防護措置及び汚染防止措置を講じた病室)への入院を可能とする。</p> <p>※医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について(平成13年3月12日医薬発第188号)第二(四)3(3)に「関係学会が作成した実施要綱に従って管理される特別な病室等で入院する場合」を追記。</p>	<p>○ 提案された新たな措置は、提案管理番号036010が実現した場合に推測される規制に対する御意見と考えられる。</p> <p>○ 提案管理番号036010については、臨床研究に用いられる薬物の範囲、性質等を踏まえ、慎重な検討を行うことが必要と考えられるため、御意見については、提案管理番号036010の検討を踏まえ、更に検討を行う必要がある。</p>
9. PMDAによる医療機器・薬事相談受付及び審査の優先的取扱の実施					
048080	広島県	広島県ビッグデータバンク創造・活用特区	医薬品医療機器等法第14条第3項及び第7項	特区内での実証を踏まえて開発された医療機器等について、製造販売承認申請に関する薬事相談の受付や審査を優先的に行う。	<p>優先的な相談や優先審査の対象は、希少疾病用医療機器など、医療上特にその必要性が高いと認められる品目に限定している。これは、特段の医療上の必要性がある場合を除き、特定の品目をほかに優先して取り扱うことが、それ以外の有用な品目の実用化を不合理に遅らせることになるためである。</p> <p>特定の実証を踏まえて開発された品目であったとしても、一律に医療上必要性が高いと判断されるものではないため、ご提案内容を受け入れることは困難である。品目が優先的な相談、審査の対象となるかについては、個々に希少疾病用医療機器に該当するかどうか等の評価を行う必要がある。</p>

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
10. 再生医療等製品のプロセスシミュレーションテスト実施基準の緩和					
022010	兵庫県、神戸市	再生医療等製品の製造所(CPC)でのプロセスシミュレーションテストの見直し	「無菌操作法による無菌医薬品の製造に関する指針」(平成23年4月20日付厚生労働省監視指導麻薬対策課事務連絡)	細胞培養により製造される再生医療等製品においては、プロセスシミュレーションテストの再評価に関する頻度要件を、再生医療等製品の特性に応じた適切な回数(原則、年1回)とする。	「無菌操作法による無菌医薬品の製造に関する指針」(平成23年4月20日付厚生労働省監視指導麻薬対策課事務連絡)は医薬品を対象とした事務連絡であり、再生医療等製品を対象としていない。再生医療等製品の製造に関する、無菌操作の適切性に関する検証については、当該製品の特性に応じて、製造業者が適切な方法を設定する必要がある。 なお、再生医療等製品に係るガイドラインについては、厚生労働科学研究委託事業において、産官学で連携して検討を進めている。
11. 保険適用範囲の拡大					
015010	兵庫県	流動食(食品)に対する食事療養費給付についての在宅医療への適用	健康保険法第52条	医師が食事箋により流動食(食品)を指示し医療機関から提供された場合、在宅患者にも食事療養費が給付されるようにすること。	食事箋とは、医師が食事療法や指導を行うために指示内容を示した書類をいい、入院患者の食事は原則食事箋の内容または医師の指示にしたがって提供されているものである。 食事箋は在宅療養者に対しても発行可能であるが、在宅療養における食事とは、入院により医師等の管理下において医療機関から提供される食事とは異なるものである。 また、入院時食事療養費は、従来は入院基本料として、入院という療養の給付とあわせて提供される食事について評価されていたものから食事部分のみを切り出して創設されたものであり、入院と一体的に提供される食事であることが必要であるため、これまで保険給付として評価されていない在宅患者の食事に対してまで保険給付の対象を拡大することは、入院時食事療養費制度の趣旨や現下の厳しい医療保険財政に鑑みても困難である。
059070	1. 人吉市【提案代表者】 2. 一般社団法人九州G空間情報実践協議会 3. 九州大学 4. 鹿児島大学 5. 崇城大学	地方創生の実現に向けた近未来技術実証特区@人吉	健康保険法第1条、第63条	遠隔予防医療として、フレイルでの保健指導を保険適用とする場合の関係法令として、現在の日本の医療制度では、予防医療は、予防接種など一部例外はあるが、基本的には保険適用になっていない。 フレイルでの予防医療はポイントと言え、そのために実績のあるBANポータブルヘルスクリニックを用いた健康度変容及び家庭でのBANセンサーネットワークを用いた行動変容のキャッチを行うが、これら一連の予防医療行為を行うことが要介護状態に陥るのを防ぎ、ひいては医療費の抑制に有効であるかを特区内で見極め、保険点数化についての検討を行う。	高齢者の保健事業については、年齢構成や疾病構成等の地域の実情を踏まえた保健事業とするため、現在市町村の事業として実施している。 ご指摘のように、高齢者の保健事業を予防医療として保険給付の対象とすることについては、 ・現在、公的医療保険では、疾病や傷病の治療を保険給付の対象とし、疾病予防については、その対象としていないという医療保険制度の目的との関係 ・保険適用し全国統一的な対応とすることについて、地域の自主性を尊重した現在の市町村事業である保健事業との関係との整理 ・保険者をはじめとした関係者の理解 といった慎重に検討すべき課題があり、国民的な議論が必要である。

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
12. 訪問歯科診療に特化した歯科診療所の開設及び保険医療機関登録の容認					
056130	個人	デンタル特区	健康保険法第63条第3項	外来歯科診療を行わないため、外来歯科診療用設備の設置を行わず、訪問歯科診療に特化した歯科診療所を開設し、保険医療機関登録を可能とする。	○保険医療機関の外来応需体制の在り方については、全ての被保険者に対して療養の給付を行う開放性の担保方法、在宅医療に対する診療報酬上の評価の在り方等について、平成28年度診療報酬改定に向けて、中央社会保険医療協議会において検討を行っているところ。
13. 歯科衛生士による訪問口腔ケアステーション(保険医療機関)開業の容認					
056140	個人	デンタル特区	医療法第7条 健康保険法第64条 (参考) 介護保険法第8条 同法規則第6条及び第7条	訪問看護ステーションを準用し、訪問口腔ケア(保険機関)を可能とする。	○ご提案の「訪問口腔ケアステーション」や「歯科衛生士居宅療養管理」の具体的な内容が明らかではないが、仮に「訪問口腔ケアステーション」において公衆又は特定多数人のため歯科医療が行われるのであれば、医療法上、病院又は診療所の開設を行う必要がある。 ○なお、病院又は診療所が保険診療を行おうとする場合は、保険医療機関としての指定を受ける必要がある。
14. 保険外併用療養の特例の対象医療機関の拡大					
024010	兵庫県、神戸市	高度専門病院群を保険外併用療養の特例対象医療機関として扱う特例措置	「厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の制定等に伴う実施上の留意事項及び先進医療に係る届出等の取り扱いについて」(先進医療通知:平成27年3月31日付医政発0331第16号、薬食発0331第3号、保発0331第5号)	高度専門医療機関が一定のエリアに集積し、相互の連携体制を構築している場合においては、医療機関群全体で、保険外併用療養の特例対象医療機関の選定基準の判定を行う。	○国家戦略特区における保険外併用療養の特例の対象となる「臨床研究中核病院と同水準の医療機関」については、速やかに先進医療としての適否の評価を行うこと的前提として、先進医療の審査に必要なエビデンスを集積する能力を、先進医療実施に当たっての責任主体たる一医療機関の組織体制として有しているかどうかといった観点から、選定基準に従って、個々の医療機関における機能を審査しているところ。 ○なお、臨床研究中核病院等と同水準の医療機関と連携して、本特例を活用することは可能であるが、特例の活用によって認められた先進医療を実施する場合には、安全性等の観点から技術ごとに定められた施設基準を医療機関単位で満たす必要がある。

09【厚生労働省】国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
15. 先進医療に係る検体検査実施機関の緩和					
023010	兵庫県、神戸市	先進医療に係る検体検査の一部工程の外部委託容認	「厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の制定等に伴う実施上の留意事項及び先進医療に係る届出等の取り扱いについて」(先進医療通知：平成27年3月31日付医政発0331第16号、薬食発0331第3号、保発0331第5号)	国家戦略特区内の保険医療機関が検体検査に関する先進医療を実施する際には自機関での検体検査実施を基本とするが、検体検査の一部工程となる測定部分については、国家戦略特区内の自機関以外の検査機関(民間企業)に受委託契約に基づいて測定を委託することを可能にする。	○現行制度においても、評価療養として、未承認の検体検査に係る医療技術を業務委託契約に基づき他の保険医療機関と共同で実施することは認められていることから、ある保険医療機関が複数の保険医療機関と業務委託契約を締結することにより、当該検体検査の実績を積むことは可能である。 ○ただし、保険収載に向けたエビデンスを蓄積するという観点から、その受託機関には、受託して行った検査結果の報告に際し、保険診療における臨床的意義等を適切に解釈することが求められる。したがって、受託して行う検査についても、保険医の在籍する保険医療機関で実施されることが必要であることから、民間企業等について受託の対象とすることは困難である。
16. 海外の医師資格等保有外国人の国内での医業等従事の容認					
046030	医療法人 明正会	健康長寿の大地の恵み 温泉・食と医療の融合国際拠点	医師法第2条、第17条。 保健師助産師看護師法第7条第3項、第8条、第31条第1項、第32条。	海外(中国)において医師免許を取得した者に、同国国民を対象とする施術を認める。同様に海外において看護師、准看護師の免許を取得した者で日本語検定N4以上取得者に対し、同国国民を対象とする看護業務を認める。	医療の提供は、患者の生命・身体に直接影響を及ぼすものであることから、我が国で医業又は看護業務を行うためには、原則として、我が国で適切に医療を提供するために必要となる専門的な知識・能力(日本語の能力も含む。)を確認するための医師・看護師国家試験(准看護師試験)に合格し、医師・看護師(准看護師)免許を取得しなければならない仕組みとしている。医療関係職種試験制度については、国ごとに基準等が異なるため、外国の資格を一律に我が国の資格として認めることは困難である。このため、外国において医師・看護師免許を取得している者が我が国の医師・看護師国家試験を受験しやすいよう、厚生労働大臣が受験資格を認定する制度が設けられている。また、医療研修を目的として来日した外国医師等に対し、当該研修において医業等を行うことを特例的に認める制度として、臨床修練制度がある。外国医師等の受入れに当たっては、これらの制度をご活用いただきたい。なお、中国において、准看護師という免許制度はないものと理解している。
048160	広島県	広島県ビッグデータバンク創造・活用特区	医師法第2条、第17条	外国の医師資格を取得し、一定の診療経験を有する者について、日本国内で当該国の外国人を診療可能とする。	医療の提供は、患者の生命・身体に直接影響を及ぼすものであることから、我が国で医業を行うためには、原則として、我が国で適切に医療を提供するために必要となる専門的な知識・能力(日本語の能力も含む。)を確認するための医師国家試験に合格し、医師免許を取得しなければならない仕組みとしている。医療関係職種の試験制度については、国ごとに基準等が異なるため、外国の資格を一律に我が国の資格として認めることは困難である。このため、外国において医師免許を取得している者が我が国の医師国家試験を受験しやすいよう、厚生労働大臣が受験資格を認定する制度が設けられている。また、医療研修を目的として来日した外国医師等に対し、当該研修において医業等を行うことを特例的に認める制度として、臨床修練制度がある。さらに、相互の国民に対する医療提供の環境整備を図る観点から、二国間協定に基づき、英語による医師国家試験を実施し、当該試験に合格した外国医師に対し、一定の条件を付した医師免許を与えている。外国医師の受入れに当たっては、これらの制度をご活用いただきたい。

09【厚生労働省】国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
17. 准歯科衛生士資格の創設					
056010	個人	デンタル特区	歯科医師法(昭和23年法律第202号)第17条 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)第2条及び第13条 歯科衛生士学校養成所指定規則第2条第2項	地方公共団体もしくは非営利法人が開設する養成所において、歯科衛生士養成所指導要領に準拠して2年(1600時間)以上履修し、准看護師に準じ、国または地方公共団体において実施する試験に合格した者に限り、歯科医師又は歯科衛生士の指示の下、歯科衛生士法第2条第1項に規定する行為を行えるものとする。	歯科医師及び歯科衛生士は、その養成課程における教育内容等を通じて、歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)第2条第1項に規定する予防処置を適切に実施するために必要な専門的知識及び能力を習得している職種であるため、これらの職種のみ当該予防処置を行うことを認めているものであり、これ以外の者に当該予防処置を行わせることは適当ではない。
18. 歯科技工士の業務範囲拡大					
056030	個人	デンタル特区	歯科技工士法(昭和30年法律第166号)第20条 歯科医師法(昭和23年法律第202号)第17条	歯科技工士のうち地方公共団体または非営利法人のみが開設する養成所において解剖学、生理学、病理学、微生物学等を1年(800時間)以上履修し、かつ、国または地方公共団体の実施する試験において合格した者に限り、歯科医師の指示の下、印象採得、咬合採得、試適、筋機能訓練、歯科口腔リハビリテーション1に関する行為およびそれに付随する検査を行うことを認める。	歯科技工士は、歯科技工を行うことを業とする者であり、その養成課程における教育内容等を通じて、歯科医行為を適切に実施するために必要な専門的知識及び能力を修得しているものではないため、歯科技工士が歯科医行為を行うことは認められていない。 このため、歯科技工士が歯科医行為を行うことを望むのであれば、歯科診療の補助として歯科医行為を行うことが認められている歯科衛生士等の資格を別途取得していただきたい。
056100	個人	デンタル特区	歯科技工士法(昭和30年法律第166号)第20条 歯科医師法(昭和23年法律第202号)第17条	口腔内からの義歯の着脱を利用者本人が行った場合、口腔外にて医療機器以外の機材や医薬部外品等を用いて行う歯科技工士による義歯の研磨を認める。	歯科技工士は、歯科技工を行うことを業とする者であり、その養成課程における教育内容等を通じて、歯科医行為を適切に実施するために必要な専門的知識及び能力を修得しているものではないため、歯科技工士が歯科医行為を行うことは認められていない。 義歯の研磨の必要性等の判断については、歯科医学的な判断を伴うものであり、歯科技工士が行うことはできない。 一方、専門的な知識を必要としない義歯の日常的な清掃については、歯科医療関係職種に限らず、誰でも行うことは可能である。

09【厚生労働省】国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
19. 歯科衛生士の業務範囲拡大					
056050	個人	デンタル特区	診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)第2条第2項及び第24条	歯科衛生士のうち地方公共団体または非営利法人の開設した養成所において1年(800時間)以上の教育を受け、かつ、国または地方公共団体の実施する試験に合格した者に限り、歯科放射線撮影検査を行うことを認める。	歯科衛生士は、その養成課程における教育内容等を通じて、人体に対する放射線の照射を適切に実施するために必要な専門的知識及び能力を修得しているものではないため、歯科衛生士が人体に対する放射線の照射を行うことは認められていない。 このため、歯科衛生士が人体に対する放射線の照射を行うことを望むのであれば、放射線の照射を行うことが認められている診療放射線技師等の資格を別途取得すべきである。
20. 医療系資格を複数取得できる養成所及び転学科の設立					
056070	個人	デンタル特区	歯科衛生士学校養成所指導要綱指定規則第2条 診療放射線技師学校養成所指導要綱指定規則第2条 歯科技工士学校養成所教授要綱指定規則第2条 保健師助産師看護師学校養成所指定規則第2条	・歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、看護師、保健師、助産師、准看護師のそれぞれの養成所等の指定規則の指定基準をいずれか2つ以上満たす場合、1つの養成所(学科)が指定基準を満たした複数の養成所を兼ねることを認める。 ・複数の資格に共通する単位の取得のみを行うことができる養成所(学科)を認める。	歯科衛生士、診療放射線技師、看護師、保健師、助産師、准看護師については、各職種の法令等により、国家試験等の受験資格及び各学校養成所養成課程の修業年限を定めている。 また、歯科衛生士、診療放射線技師、看護師養成課程においては、他医療職種養成課程等での既履修科目について、各養成所の判断により、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で当該養成所における履修に替えることができることとしている。 なお、一つの学校及び養成所で複数の養成課程を有することは現行でも可能である。

09【厚生労働省】国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
21. 薬と同等の効果を発揮するサブリを用いた保険医による代替療法の容認					
035010	個人	アルツハイマーゼロの世界	<p>・保険医療機関及び保険医療療養担当規則第18条</p> <p>保険医は、特殊な療法又は新しい療法等については、厚生労働大臣が定めるもののほか行つてはならない</p> <p>・「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について 第6 保険医の使用医薬品(揭示事項等告示第6関係)</p>	<p>サブリであっても薬と同等の効果を発揮する科学的な根拠がある場合は、サブリにも保険を適用することを認める。</p> <p>これにより、保険医が積極的に関与しサブリの服用指導を行うことが可能となり、医療イノベーションとしての「アルツハイマーゼロの世界」の実現を図り、世界のどこにもない、日本独特の世界の実現を図る。</p>	<p>○ アルツハイマー病の改善・予防を目的とする「サブリ」は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律上の医薬品であり、製造販売にあたり厚生労働大臣の承認等が必要である。</p> <p>○ なお、上記により承認を受けた新医薬品については、その製造販売業者の申請に基づき、中央社会保険医療協議会において薬価基準への掲載が了承されたものを保険適用しているところ。</p>
22. 疾病予防温泉利用施設の許可要件の緩和					
046050	医療法人 明正会	健康長寿の大地の恵み温泉・食と医療の融合国際拠点	<p>医療法第42条第5号、医療法第四十二条第一項第四号及び第五号に規定する施設の職員、設備及び運営方法に関する基準。</p> <p>医療法42条6号</p>	<p>同施設について、患者及び家族の宿泊施設としての機能を有すること、当該医療法人の受診者以外の者で健康増進の目的を持つ者(一般利用者)との兼用を認める。</p> <p>疾病予防施設(同条4号、5号)以外に、患者の家族や疾病予防施設利用者の宿泊施設の設置を認める。</p>	<p>宿泊業、飲食業、運送業などの収益業務については、社会医療法人(救急医療やへき地医療など地域で必要とされる救急医療等確保事業を実施するとともに、公的な運営が確保されている医療法人を都道府県知事が認定するもの)については、その利益を病院等の経営に充てることを目的として実施可能としているが、一般の医療法人については、非営利性の確保等の観点から実施することはできない。</p> <p>他方、「疾病予防温泉利用施設」については、保健医療の普及・向上を支える医療法人の役割にかんがみ、疾病予防のために温泉を利用する施設であって、有酸素運動を行う場所を有し、職員、設備及び運営方法が一定の基準に適合するものについて附帯業務として認めているが、その目的の範囲内において、当該施設を利用する者(成人病その他の疾病にかかっている者及び血圧の高い者、高齢者その他の疾病予防の必要性が高い者を含む。)及び付き添いの家族等が宿泊することも差し支えないものと考えており、患者等が疾病予防温泉利用施設に宿泊することについて、その事業が収益を目的とするものなのか、医療法人が実施する業務の目的の範囲内として認められ得るものなのかは、個別具体的な事情に応じて総合的に判断されるものと考えているところ、監督官庁である鹿児島県庁と相談の上、対応いただきたい。</p>

09【厚生労働省】国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
23. 患者等への食事提供業務の許可要件の緩和					
046060	医療法人 明正会	健康長寿の大地の恵み温泉・食と医療の融合国際拠点	医療法15条の2、同法施行令4条の7第3号、同法施行規則9条の10	<p>提供する食事について、患者の体調に応じて各種規制を緩和。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療法施行規則第9条の10において、病院施設外における食事の提供も含むものとする。 ・医療法施行規則第9条の10 1号～3号の受託業務の責任者等の配置について、病院からの派遣も認める。 ・医療法施行規則第9条の10 6号～13号を削除する。 	<p>医療法における食事の提供の業務に関する規制は、病院・診療所等の業務のうち、患者・妊婦等のうち、患者・妊婦等の入院若しくは入所に著しい影響を与えるものについて、業務委託を行うおとする際の規制である。提案にあるような健診施設に併設した温泉リゾート施設における食事提供に関しては、医療法で規制する病院における患者・妊婦等の食事の提供の業務委託に該当せず、そもそも規制を行っていない。</p> <p>また、宿泊業、飲食業、運送業などの収益業務については、社会医療法人(救急医療やへき地医療など地域で必要とされる救急医療等確保事業を実施するとともに、公的な運営が確保されている医療法人を都道府県知事が認定するもの)については、その利益を病院等の経営に充てることを目的として実施可能としているが、一般の医療法人については、非営利性の確保等の観点から実施することはできない。</p> <p>他方、医師が栄養・食事の管理が必要と認めた患者に対する配食については附帯業務として認めているところであり、個別具体的な事情に応じて総合的に判断されるものと考えているところ、監督官庁である鹿児島県庁と相談の上、対応いただきたい。</p>
24. 病気が疑われる者への脳情報データ等の情報提供の容認					
048150	広島県	広島県ビッグデータバンク創造・活用特区	医師法第17条	病気が疑われるデータ・解析結果の本人への情報提供について、柔軟な運用を行う。	<p>検査結果を利用者に伝える際に検査結果に基づき利用者の身体の状態を判断することは、医行為である診断に該当し、医師でなければ業として行うことはできないが、検査結果の事実や検査結果の一般的な基準値を通知することについては、医師でない者が行うことは可能である。</p> <p>ただし、統計目的で収集したデータであっても、その情報を病院等で本人に提供することの可否については、個人情報保護の観点からの考慮も必要になると考えられる。</p>

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
25. 臨床修練医師受入機関の拡充					
048170	広島県	広島県ビッグデータバンク創造・活用特区	国家戦略特別区域法	臨床修練制度を活用し、外国医師の受入れを、現在の「指定病院との間で緊密な連携体制が確保された診療所」から、指導医による指導監督体制を確保し、国際交流の推進に主体的に取り組むものであれば、「単独の診療所」にも拡充	ご提案の内容については、平成27年9月1日に施行された国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成27年法律第56号)により、既に措置されている。
26. PET使用室外での可搬型PETによる撮影の容認					
051010	京都大学医学部附属病院	(再掲) 陽子線断層撮影診断用 同位元素使用の施設要件の適正化(PET装置の診断機器等との複合化推進)	医療法施行規則 第30条の14「病院又は診療所の管理者は、次の表の上欄に掲げる業務を、それぞれ同表の中欄に掲げる室若しくは施設において行い、又は同欄に掲げる器具を用いて行わなければならない。ただし、次の表の下欄(注:例外規定)に掲げる場合に該当する場合は、この限りでない。」	患者へのPET薬剤の投与は、これまで通りPET使用室で行い、PET薬剤を用いた可搬型PETによる撮影のみを、PET使用室の外にあるMRI室等で可能にする例外規定を医療法施行規則に追加する。 PET薬剤の管理、患者の医療被ばく、公衆被ばくはこれまでと全く同等であり、使用するPET装置、PET薬剤、MRI室等の施設を実施条件を満足するものに限定し、患者及び関係者の入退室管理を行うことで、放射線診療従事者に対する職業被ばくも、これまで通り安全に管理することが可能である。	陽電子断層撮影装置(PET)の使用の場所等の制限については、平成16年度の厚生労働科学研究「医療技術評価総合研究」での検討を基に医療法施行規則や「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」(平成16年8月1日医政発第0801001号厚生労働省医政局長通知)において定められており、当該通知は、それ以降計4回の改正を行うなど、科学的根拠に基づき随時改正を行っている。 PET薬剤の使用場所等の制限は、PET薬剤を投与される患者だけでなく、他の患者や医療従事者等の被ばく防止等の観点に基づいており、PETを投与された患者の移動に伴う被ばくのおそれ等を考慮すると、管理区域外でのPETの使用を認めることは、医療の安全の観点から認められない。
27. 終末期患者の作成する事前指示書の「診療治療の求」としての法的効力の付帯					
094010	機特区ビジネスコンサルティング	尊厳死特区 ～尊厳死に関する法的ルール明確化～	医師法第19条第1項	「診療治療の求」に「事前指示書」の法的効力を認める特例を設ける。	事前指示書の法制化については、生命観、倫理観にも関連する問題であるため、国民的な議論が行われることが必要であると考えている。 なお、ご提案の内容が、患者が作成した「事前指示書」の内容に医師が従わなければならないこととすることを意味するのであれば、医師法(昭和23年法律第201号)第19条第1項に規定するいわゆる応招義務とは性質の異なる問題であると考えている。

09【厚生労働省】国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
28. 歯科における標榜科目の明確化					
056120	個人	デンタル特区	医療広告ガイドライン	医科の標榜科目の組み合わせを準用する	<p>診療科名を含む、医療に関する広告は、患者等の利用者保護の観点から、次のような考え方にに基づき、医療法又は告示により、限定的に認められた事項以外は、原則として広告が禁止されている。</p> <p>①医療は人の生命・身体に関わるサービスであり、不当な広告により受け手側が誘引され、不適当なサービスを受けた場合の被害は、他の分野に比べ著しいこと。</p> <p>②医療は極めて専門性の高いサービスであり、広告の受け手はその文言から提供される実際のサービスの質について事前に判断することが非常に困難であること。</p> <p>この考え方を踏まえ、標榜可能な診療科名を規定する政令の制定等においては、医学医術に関する学術団体及び医道審議会の意見を聴くこととされている。ご要望の「(a)身体や臓器の名称、(b)患者の年齢、性別等の特性、(c)診療方法の名称、(d)患者の症状、疾患の名称と歯科を組み合わせること」については、(a)～(d)の具体例としてどのような事項を想定されているのかその詳細が不明であることから、その可否の判断はできない。</p> <p>なお、各歯科医師、歯科医療機関の持つ専門性についての情報提供(広告を含む)のあり方については、現在開催中の「歯科医師の資質向上等に関する検討会 歯科医療の専門性に関するワーキンググループ」においてもご意見をいただいているところであり、患者・国民にとってわかりやすく、より適切な医療機関の選択に資するものとなるよう検討してまいります。</p>
29. 遠隔診療の対象の明確化					
042010	特定非営利活動法人 遠隔医療推進ネットワーク	ICTを活用した遠隔診療による新しい在宅医療体制の構築と地域商店街を巻き込んだコミュニティーの再構築	・医師法20条 ・情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について	遠隔診療での初診の認可	<p>遠隔診療については、「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔医療」)について」(平成9年12月24日付け健政発第1075号厚生省健康政策局長通知。以下「平成9年遠隔診療通知」という。)において示しているとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初診及び急性期の疾患に対しては、原則として対面診療によること ・直接の対面診療を行うことができる場合には、これによることを求めているが、このような場合であっても、以下に該当する場合であって、患者側の要請に基づき、患者側の利点を十分に勘案した上で、直接の対面診療と適切に組み合わせられるときは、遠隔診療によっても差し支えないこととされている。 ・直接の対面診療を行うことが困難である場合(例えば、離島、へき地の患者の場合など往診又は来診に相当な長時間を要したり、危険を伴うなどの困難があり、遠隔診療によらなければ当面必要な診療を行うことが困難な者に対して行う場合) ・直近まで相当期間にわたって診療を継続してきた慢性期疾患の患者など病状が安定している患者に対し、患者の病状急変時等の連絡・対応体制を確保した上で実施することによって患者の療養環境の向上が認められる遠隔診療を実施する場合 <p>なお、遠隔診療の取り扱いについては、「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」について)」(平成27年8月10日付け厚生労働省医政局長事務連絡)において明確化したところである。</p>

09【厚生労働省】国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
059050	1. 人吉市【提案代表者】 2. 一般社団法人九州G空間情報実践協議会 3. 九州大学 4. 鹿児島大学 5. 崇城大学	地方創生の実現に向けた近未来技術実証特区@人吉	医師法(第20条)・・・対面診療の原則 厚生省健康政策局長通知・・・『情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について』	医師法第20条及び厚生省健康政策局長通知『情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔医療」)について』に係る、初診及び急性期疾患は原則対面診療を行うこととされていると、特区内において緩和する。	遠隔診療については、「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔医療」)について」(平成9年12月24日付け健政発第1075号厚生省健康政策局長通知。)において示しているとおり、 ・ 初診及び急性期の疾患に対しては、原則として対面診療によること ・ 直接の対面診療を行うことができる場合には、これによることを求めているが、このような場合であっても、以下に該当する場合であって、患者側の要請に基づき、患者側の利点を十分に勘案した上で、直接の対面診療と適切に組み合わせて行われるときは、遠隔診療によっても差し支えないこととされている。 ・ 直接の対面診療を行うことが困難である場合(例えば、離島、へき地の患者の場合など往診又は来診に相当な長時間を要したり、危険を伴うなどの困難があり、遠隔診療によらなければ当面必要な診療を行うことが困難な者に対して行う場合) ・ 直近まで相当期間にわたって診療を継続してきた慢性期疾患の患者など病状が安定している患者に対し、患者の病状急変時等の連絡・対応体制を確保した上で実施することによって患者の療養環境の向上が認められる遠隔診療を実施する場合 なお、遠隔診療の取り扱いについては、平成27年遠隔診療事務連絡において明確化したところである。
059060	1. 人吉市【提案代表者】 2. 一般社団法人九州G空間情報実践協議会 3. 九州大学 4. 鹿児島大学 5. 崇城大学	地方創生の実現に向けた近未来技術実証特区@人吉	厚生省健康政策局長通知・・・『情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について』	厚生省健康政策局長通知『情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔医療」)について』別表に掲げる例示について、掲載項目以外についても遠隔医療が可能であることを明確化する。 【具体例】BANポータルヘルスクリニック	「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」(平成27年8月10日付け厚生労働省医政局長事務連絡)において、「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔医療」)について」(平成9年12月24日付け健政発第1075号厚生省健康政策局長通知)の「別表」に掲げられている遠隔診療の対象及び内容は例示であることが既に明確化されている。

09【厚生労働省】国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
30. 医学部新設の認可					
032010	学校法人共済学園 日本保健医療大学	医療・健康マネージメント 地域システム特区構想 ～総合診療医と多様な 医療人材が担う 課題解決モデル～ 埼玉県東部地域に 新しいタイプの医学部新 設	「大学、大学院、短期大学及び高等専門学 校の 設置等に係る認可の基準」(平成15年3月 31日 文部科学省告示第45号)	新設医学部設置の認可を可能とすること。	国家戦略特別区域における医学部新設に関する方針(平成27年7月31日内閣府・ 文部科学省・厚生労働省決定)において、「医学部を新設するとしても、1校とし、 十分な検証を行う。」とされており、平成27年11月27日に内閣総理大臣により認定 された東京圏区域計画に記載された医学部について、平成28年8月に文部科学大 臣が認可を行ったところ。
31. 医療法人の付帯業務としての特定旅客運送事業の容認					
046010	医療法人 明正会	健康長寿の大地の恵み 温泉・食と医療の融合国 際拠点	医療法42条6号、「医療法人の付帯業務に ついて」(平成19年3月30日付け医政発第 0330053号)の別表。 道路運送法第43条2項2号及び同条が準 用する各条文に規定されている許可基準。	医療法人の付帯業務の新しい業務として、本 提案のような健診医療施設での特定旅客運送 事業を認める。 特定旅客運送事業での特定旅客者の適用範 囲の拡大(健診・治療目的で訪れる外国人な ど、およびその家族)、特定の場所(空港や病 院、宿泊施設など)以外の場所へのフレキシ ブルな移送(周辺観光地への訪問、寄り道など) を可能とする内容への変更。	宿泊業、飲食業、運送業などの収益業務については、社会医療法人(救急医療 やへき地医療など地域で必要とされる救急医療等確保事業を実施するとともに、 公的な運営が確保されている医療法人を都道府県知事が認定するもの)につい ては、その利益を病院等の経営に充てることを目的として実施可能としているが、一 般の医療法人については、非営利性の確保等の観点から実施することはできな い。 他方、付随業務として、患者サービスの一環としてバス等を使い、無償で患者等 の送迎を行うこと等は可能であり、個別具体的な事情に応じて総合的に判断され るものと考えているところ。監督官庁である鹿児島県庁及び最寄りの運輸支局と 相談の上、対応いただきたい。 なお、付帯業務として実施できる介護保険サービス及び障害福祉サービスの提 供に連続して、又は一体としてなされる有償移送行為であって道路運送法(昭和 26年法律第183号)に定める必要な許可を受けたものについては付帯業務として 認められている。

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
32. サービス付高齢者向け住宅に係る規制の柔軟化					
013010	兵庫県	サービス付き高齢者向け住宅の要件緩和(空き家の有効活用)	高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第11条第1項	常駐場所の距離要件を車で約10分程度まで緩和すること。	<p>○ サービス付き高齢者向け住宅におけるサービス提供者の常駐場所における「近接する土地」の範囲については、「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」(平成27年3月31日 老高発0331第2号、国住心第 227号)において、「歩行距離で概ね500m以内に存する建物とする」旨通知したが、当該通知は、地方自治法に基づく技術的助言であり、近接する土地の具体的解釈は登録権者の判断に委ねられているところ。</p> <p>○ また、都道府県が定める高齢者居住安定確保計画において、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の一部を強化又は緩和することも可能である。</p> <p>○ このため、本提案内容を各地方自治体の判断で認めることは既存の枠組みの中で可能である。</p>
33. 介護型ファミリー・サポート・センターの創設					
043040	徳島県	誰もが輝く!「とくしま総活躍特区」! ～ 徳島から「一徳総活躍社会」を実現! ～	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)実施要綱	<p>子育て支援を行うファミリー・サポート・センターのシステムやネットワークを活用した「介護型ファミリー・サポート・サービス制度」(※)を創設し、国において必要な支援を行うこと。</p> <p>※ファミリー・サポート・センターが有する「共助」のシステムやネットワークを活用し、提供会員が依頼会員の必要に応じて介護サービスを提供する制度。特に、介護資格を取得した元気な高齢者の活躍の場として、介護が必要な高齢者の日常的な見守り(安否確認)や生活支援、ショートステイなどの預かりサービスを行うことが想定される。</p>	<p>介護保険制度の介護予防・日常生活支援総合事業においては、市町村により、特定の会員に限定せず、広く要支援者等に対する見守り等の生活支援サービスや生活支援の体制整備を促進する事業の実施を可能としており、引き続きこうした取組を通じて支援を行って参りたい。</p>

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
34. 民間企業による特別養護老人ホーム設立の容認					
064010	学研ココファン ホールディングス	民間企業への特別養護老人ホーム参入への規制緩和	社会福祉事業法 第2条第2項2の2、第4条	社会福祉事業法を見直し、特養の運営主体を民間企業でも可能にすること。	<p>特別養護老人ホームについては、構造改革特別区域法により、地方公共団体が十分に関与できるPFI形式を活用することで、構造改革特区において、安定した介護サービスの提供を確保することができるための一定の要件(※)を満たすものとして選定された民間事業者に限り、特区内の特別養護老人ホーム不足区域において特別養護老人ホームを設置することができることとされているところであることから、提案主体におかれては、当該制度をご活用頂きたい。</p> <p>(※)設置される施設が以下の基準と満たすと都道府県が認めること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 老人福祉法の規定による施設基準(居室面積、人員配置等)を満たしていること ② 特別養護老人ホームを経営するために必要な経済的基礎があること ③ 特別養護老人ホームの経営者が社会的信望を有すること ④ 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること ⑤ 特別養護老人ホームの経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること ⑥ 脱税その他不正の目的で特別養護老人ホームを経営しようとするものでないこと

09【厚生労働省】国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
35. 施設入所者以外の移住者に対する住所地特例の適用					
012010	兵庫県	介護保険における住所地特例制度の適用対象の拡大	介護保険法第13条	出身地等の居宅に住所を移してから一定期間(例えば1年以内)後に施設に入所した場合や在宅サービスを受ける場合には、居宅に転居前の市町村を保険者とする。	<p>○ ご提案の住所地特例の拡大は、その住宅に居住する住民に係る費用負担を、移住前の他の自治体に転嫁することを意味している。</p> <p>○ 一定期間に限ることを含め住所地特例の拡大を適用することは、他自治体への高齢者の転出超過となっている約6割の自治体において、負担増となるおそれがある。また、県内でも地方の町村部からその地域の中核都市に移住するケースが多く、町村部は高齢者の転出超過となっており、このような場合には町村部の負担増となってしまう、地方創生に逆行するおそれがある。</p> <p>○ 住所地特例は、介護保険制度上極めて例外的な措置であり、住所のある住宅まで制度を拡大することは自治体責任の押し付け合いとなり、かえって介護保険制度の安定を揺るがせる恐れがあることから適当ではない。</p> <p>○ なお、高齢者の移住が移住先自治体の負担増になるという点であるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住した高齢者が全員要介護状態となるわけではなく、また、要介護の高齢者の方のうち、特養に入所するのは受給者全体の1割程度(同年齢100人移住したとすれば、全員75歳を超えた段階で、32人が要介護、うち3人が特養入所のイメージ)。 ・介護費用の負担は、全体の5割を公費(税金)で負担しており、地方負担分(都道府県12.5%、市町村12.5%)は地方交付税で措置される。 ・また、残りの5割のうち28%は40歳から64歳の方の2号保険料を全国でプールして各保険者に分配しており、残りの22%を65歳以上の方が1号保険料として負担している。 ・第1号保険料は、調整交付金により、各保険者ごとに後期高齢者の加入割合と被保険者の所得水準の違いによる格差を是正している。このような財政調整等の結果、その地域の高齢化率や後期高齢者の割合と第1号保険料との間には、現時点では相関関係がほとんどみられない。 <p>○ したがって、今後高齢者の移住等により高齢者が増加しても、経済効果、住所地特例、財政調整等の効果によりただちに移住先自治体の負担増につながるものではなく、できる限り高齢者が元気な状態を保ち地域で活躍していただけるようにすることが重要である。</p> <p>○ 同趣旨の提案が地方分権改革でもあり、「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年12月22日閣議決定)において、「要介護認定等を受けていない高齢者等が一般住宅等に移住した場合における介護給付費の財政調整については、国庫負担金のうちの調整交付金(122条)の配分効果を検証しつつ、特に年齢が高い高齢者が多い地方公共団体によりきめ細かく配分するなど、調整交付金の在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずるとともに、地方公共団体に周知する。」とされたところであり、今後、社会保障審議会介護保険部会等で検討していく。</p>

09【厚生労働省】国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
067020	高知県	移住特区を実現し人口減少による負の連鎖を克服【～移住者をつくる元気な地域～】	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法第13条 ・高齢者の医療の確保に関する法律第55条 ・国民健康保険法第116条の2 	移住者であることが特定されれば、移住後に施設入所したケースにおいても、住所地特例の対象とする。	<p>○ ご提案の住所地特例の拡大は、その住宅に居住する住民に係る費用負担を、移住前の他の自治体に転嫁することを意味している。</p> <p>○ 住所地特例の拡大を適用することは、他自治体への高齢者の転出超過となっている約6割の自治体において、負担増となるおそれがある。また、県内でも地方の町村部からその地域の中核都市に移住するケースが多く、町村部は高齢者の転出超過となっており、このような場合には町村部の負担増となってしまう、地方創生に逆行するおそれすらある。</p> <p>○ 住所地特例は、各制度上極めて例外的な措置であり、住所のある住宅まで制度を拡大することは自治体責任の押し付け合いとなり、かえって制度の安定を揺るがせる恐れがあることから適当ではない。</p> <p>○ なお、高齢者の移住が移住先自治体の負担増になるという点であるが、介護保険については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住した高齢者が全員要介護状態となるわけではなく、また、要介護の高齢者の方のうち、特養に入所するのは受給者全体の1割程度(同年齢100人移住したとすれば、全員75歳を超えた段階で、32人が要介護、うち3人が特養入所のイメージ)。 ・介護費用の負担は、全体の5割を公費(税金)で負担しており、地方負担分(都道府県12.5%、市町村12.5%)は地方交付税で措置される。 ・また、残りの5割のうち28%は40歳から64歳の方の2号保険料を全国でプールして各保険者に分配しており、残りの22%を65歳以上の方が1号保険料として負担している。 ・第1号保険料は、調整交付金により、各保険者ごとに後期高齢者の加入割合と被保険者の所得水準の違いによる格差を是正している。このような財政調整等の結果、その地域の高齢化率や後期高齢者の割合と第1号保険料との間には、現時点では相関関係がほとんどみられない。 <p>○ また、医療保険制度について見ると、国民健康保険においては、高齢者医療制度における財政調整の仕組みの中で、保険者間で前期高齢者が偏在することによる負担の不均衡を是正するため、国保・被用者保険の各保険者が加入者数に応じて負担するよう費用負担の調整を行うとともに、当該調整後の残りの5割を公費で負担するほか、低所得者の多い保険者に対する財政支援等を行っている。また、後期高齢者医療制度においては、医療給付費の5割(うち2/3を国費)を公費で、4割を現役世代の支援金で賄っている。</p> <p>○ したがって、今後高齢者の移住等により高齢者が増加しても、経済効果、住所地特例、財政調整等の効果によりただちに移住先自治体の負担増につながるものではなく、できる限り高齢者が元気な状態を保ち地域で活躍していただけるようにすることが重要である。</p> <p>○ 介護保険制度においては、同趣旨の提案が地方分権改革でもあり、「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年12月22日閣議決定)において、「要介護認定等を受けていない高齢者等が一般住宅等に移住した場合における介護給付費の財政調整については、国庫負担金のうちの調整交付金(122条)の配分効果を検証しつつ、特に年齢が高い高齢者が多い地方公共団体によりきめ細かく配分するなど、調整交付金の在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずるとともに、地方公共団体に周知する。」とされたところであり、今後、社会保障審議会介護保険部会等で検討していく。</p>

09【厚生労働省】国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
36. 過疎地域における「単独型訪問リハビリテーション」の開設					
043070	徳島県	誰もが輝く!「とくしま総活躍特区」! ～ 徳島から「一億総活躍社会」を実現! ～	介護保険法施行規則第8条、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第76条、第77条	<p>過疎地域に限り、病院・診療所・介護老人保健施設でなくとも、専門的な研修を受けたリハビリ専門職による「単独型訪問リハビリテーション」の開設を可能とすること。</p> <p>このことにより、在宅医(かかりつけ医)の診断及び当該リハビリ専門職への直接指示による、効果的・効率的な訪問リハビリテーションの提供が可能となる。</p>	提案者が「事業の実施を不可能又は困難とさせている規制」としている事項については、現行制度においても、別の医療機関の計画的な医学的管理を行っている医師から情報提供(リハビリテーションの指示等)を受けて、訪問リハビリテーションを実施することが可能である。
37. 訪問看護ステーションの看護師配置基準の緩和					
043080	徳島県	誰もが輝く!「とくしま総活躍特区」! ～ 徳島から「一億総活躍社会」を実現! ～	介護保険法第74条、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第60条	<p>過疎地域に限り、一定の要件(一定の人員を要する訪問看護ステーションとの連携やICT活用によるバックアップ体制の確保)のもと、開業要件である看護師等の配置基準を緩和(現状2.5人からの緩和)し、「過疎地域型訪問看護ステーション」の開設を可能とすること。</p>	<p>訪問看護ステーション等については、現行制度においても、本体事業所に常勤換算1.5名を配置していれば、サテライトでは常勤換算1名の配置で訪問看護を提供することは可能であり、人員面に配慮した措置を講じていることから、そもそも要望は規制改革に当たらない。</p> <p>訪問看護は、地域包括ケアシステムの根幹を成すサービスの1つであり、特に医療ニーズのある中重度の要介護者が、住み慣れた地域での在宅生活を継続するための重要なサービスとして、利用者のニーズに応じて、基本的に24時間対応可能な体制を整備する必要がある。人員基準を緩和した訪問看護ステーションでは、このような対応が困難であり、中重度の要介護者の療養生活ニーズに対応しきれないことが生じ得ることから、このような基準の緩和は適切ではない。</p> <p>また、これまでも訪問看護ステーションの人員基準の緩和については、規制・制度改革に係る対応(平成23年7月22日閣議決定「規制・制度改革に係る追加方針」)において、東日本大震災の被災地における人員基準の特例措置の実施状況を踏まえた検討がなされ、その結果、利用者、事業所、有識者等で構成される社会保障審議会介護給付費分科会において、現行の人員基準を維持すべきとの結論(平成25年3月8日介護給付費分科会諮問答申)を得て、当該特例措置も廃止されている。</p>

09【厚生労働省】国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
38. ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準の緩和					
-	北九州市	国家戦略特区制度を活用した「先進的介護」の実証実装 ～ユニット型指定介護老人福祉施設における共同生活室の柔軟な運営	・介護保険法第88条第3項 ・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第39号)第40条第1項第1号ロ(1)	共同生活室について「隣接する2つのユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するもの」として設置することを可能とする。	御指摘のユニット型介護老人福祉施設における共同生活室に関する規定は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(以下「基準省令」という。)第40条第1項第1号ロ(1)であるが、これは都道府県等が条例を定める際に従うべき基準ではなく、参酌すべき基準に該当する基準省令第1条参照。よって、現行制度上でも、北九州市が条例を定めることにより、ご提案のあった「共同生活室について「隣接する2つのユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するもの」として設置することを可能とする」ことは可能である。 なお、「ユニット型個室の特別養護老人ホームの設備に関するQ&Aについて」(平成23年12月1日事務連絡)において、「ユニットの共同生活室間の壁を可動式にするなど、ユニットケアを損なうおそれがあると考えられるものについて、ユニット型個室の特別養護老人ホームの構造として適切なものとはいえない。」としているが、今回の要望内容を踏まえ、国家戦略特区において、特例的な解釈運用を可能とした。
39. 特例子会社の設立要件の緩和					
037010	徳島市	特例子会社認定要件の緩和による障害者の働く環境づくりの推進	障害者の雇用の促進等に関する法律 第44条、第45条	資本関係のない会社による共同出資会社でも、一定の要件を満たすことにより、特例子会社を設立可能とする。	障がい者雇用率の算定特例の拡充については、平成28年5月に成立した改正国家戦略特区法において、障がい者雇用率の通算が可能となる組合について、有限責任事業組合(LLP)を対象に追加する改正が行われたところである。 なお、御要望については、資本関係はないが相互に関係のある会社同士の雇用率上の特例に係る枠組として、事業協同組合等算定特例があるところであり、本特例については、今後、積極的な周知を図ってまいりたいと考えている。

09【厚生労働省】国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
043010	徳島県	誰もが輝く!「とくしま総活躍特区」! ～ 徳島から「一億総活躍社会」を実現! ～	障害者の雇用の促進等に関する法律第43条・第44条、同施行規則第8条の2	中小企業における障がい者雇用を促進するため、複数企業の共同出資(合同企業(LLC)など)により、各社の本業を切り出した様々な業務部門を有する、新たな形態の「特例子会社」の設立を可能とするよう、要件の緩和を図ること。	ご要望の障がい者雇用率の算定特例の拡充については、平成28年5月に成立した改正国家戦略特区法において、障がい者雇用率の通算が可能となる組合について、有限責任事業組合(LLP)を対象に追加する改正が行われたところである。

09【厚生労働省】国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
40. 障害者向け訪問系サービス運用の柔軟化					
043020	徳島県	誰もが輝く!「とくしま総活躍特区」! ～徳島から「一億総活躍社会」を実現!～	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第2項・第3項・第13項・第14項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について	障がい者においても多様な働き方が選択できるよう、テレワーク等による在宅勤務での地域雇用に向けて就労支援サービスを利用する場合において、食事や排泄等の訪問系サービスの利用が生活を維持する上で必要である程度の障がい者について、柔軟な運用を可能とすること。	<p>就労支援サービスである就労移行支援及び就労継続支援は、就労に係る知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を提供するものであり、利用者が事業所に通所することでサービス提供が行われ、事業所には利用者1人につき1日分の障害福祉サービスの報酬が支払われることとなっている。当該サービスは通所による利用が原則であるが、通所による利用が困難な利用者については、在宅によるサービス利用が認められている。</p> <p>事業所には、利用者に対する必要な訓練や支援を提供するため、職業指導員及び生活支援員が配置され、サービスを利用している障害者の生活面の支援も行うことになっており、在宅でサービスを利用する者に係る食事や排泄等の生活面の支援についても、当該事業所の支援員が行うこととなっている。</p> <p>また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(障害保健福祉部長通知)において、同一の時間帯に複数の障害福祉サービスに係る報酬を算定できないこととされている。</p> <p>以上のことから、就労支援サービスを利用中の利用者に対して行う必要な支援については、当該サービスを提供する事業所が行うものであり、また、就労支援サービスを利用中の利用者による訪問系サービスの利用は、報酬の重複が生じることから、提案内容に対する対応は困難である。</p>

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
41. 私立保育所における3歳未満児に対する給食の外部搬入の容認					
014010	兵庫県	私立保育所における3歳未満児に対する給食の外部搬入の容認	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第11条第1項	外部搬入を認めること	<p>現在、3歳未満の児童に対する給食の外部搬入については、構造改革特区内の公立保育所において実施しているところであるが、3歳未満の児童に関して、発達段階に応じた個別対応やアレルギーへの対応等の課題が大きいため、実施にあたっては、搬入元と搬入先との十分な連携に加え、「保育所における食事の提供ガイドライン」等を周知徹底することで、そうした課題を解消する必要がある。</p> <p>また、当該構造改革特区での実施状況を踏まえて今後の在り方について検討するため、今年度、内閣府地方創生推進事務局に設置された構造改革特別区域推進本部が「構造改革特区評価・調査委員会」を開催し、平成28年度中を目途に評価を実施し、推進本部の対応方針が決定される予定である。厚生労働省として、その評価を踏まえつつ3歳未満の児童に対する給食の外部搬入の検討を行うこととしている。</p> <p>よって、現時点でご指摘の3歳未満の児童に対する私立保育所での給食の外部搬入を容認することは時期尚早である。</p>
42. 病児保育事業に係る看護師等の配置基準の緩和					
043030	徳島県	誰もが輝く！「とくしま総活躍特区」！～徳島から「一億総活躍社会」を実現！～	子ども子育て支援法第59条、児童福祉法第6条の3、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱、病児保育事業実施要綱	病児保育事業の補助要件である看護師等の配置基準について緩和を行い、病院等との連携のもと、専門講習を受けたファミリー・サポート・センターの提供会員の配置による事業推進を可能とすること。	<p>病児保育事業については、急性期にないとはいえ、病気の児童を受け入れ保育を行う事業であるため、受け入れる児童の安全・安心を確保する上で、病児の看護を担当する看護師等、及び病児が安心して過ごせる環境を整えるために保育士を配置することとしており、必要最低限の配置基準であると考えます。</p> <p>なお、病児保育事業の職員配置については、「病児保育事業の実施について」（平成27年7月17日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「病児保育事業実施要綱」において規定しているところであるが、その実施にあたっては、事故防止及び衛生面に十分配慮した上で、利用児童が見込まれる場合に近接病院等から保育士及び看護師等が駆けつけられる等の迅速な対応が可能であれば、保育士及び看護師等の常駐を要件としないなど、柔軟な対応が可能としている。（「病児保育事業（病児対応型・病後児対応型）の職員配置について」（平成27年12月28日事務連絡）参照）</p>

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
43. 全小規模クラブへの補助等支援実施					
043050	徳島県	誰もが輝く!「とくしま総活躍特区」! ～ 徳島から「一億総活躍社会」を実現! ～	子ども子育て支援法第59条、児童福祉法第6条の3、放課後児童健全育成事業実施要綱	地域性に関わらず、全ての小規模クラブを補助対象として必要な支援を行うこと。	<p>放課後児童クラブの運営費に係る補助については、平成26年度まで、児童数10人以上（年間開所日数250日以上の場合。200～249日の場合は20人以上）の放課後児童クラブを対象としていたところであるが、</p> <p>(1)「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」においては、基準を満たせば児童数に関わらず放課後児童健全育成事業であること、</p> <p>(2)市町村子ども・子育て支援事業計画における放課後児童クラブの確保方針においても、児童数の要件を設けていないこと、</p> <p>(3)過疎地域等を抱える地方自治体から要件緩和を求められていたこと、</p> <p>から、平成27年度より、放課後児童健全育成事業のうち、構成する児童の数が10人未満の支援の単位については、</p> <p>①山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合</p> <p>②上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると厚生労働大臣が認めた場合</p> <p>のいずれかに該当するものについて、国庫補助の対象とすることとしたところである。</p> <p>特に②については、地域性に関わらず、当該放課後児童クラブの実施の必要性が認められる場合には国庫補助の対象としているところである。</p> <p>放課後児童クラブでは、子どもの社会性の向上のため、集団の中で子ども同士の関わりを大切にして支援を行うことが求められることから、児童の数が10人未満の小規模な支援の単位について、上記のような国庫補助要件を設けている。</p>

09【厚生労働省】国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
44. 遊休施設等の活用における旅館業法の適用除外					
045040	千葉市	幕張新都心から挑戦する 未来都市実証特区 ～多世代・多文化が共生 する国際都市～	旅館業法	外国人旅客の滞在に適した施設を賃貸借契約に基づき一定期間以上使用させ、滞在に必要な役務を提供する事業を行おうとする者が、都道府県知事の許可を受けた場合は、旅館業法を適用しないこととする。	千葉市が国家戦略特別区域法に基づき国家戦略特別区域とされ、かつ国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を受ければ、ご提案の事業を実施することができる。
076010	株式会社Machiya	熊本県熊本市中央区新町・ 古町を経済特区とする件	旅館業法第3条	1か月未満の短期賃貸借(「旅館業法」における、ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業に該当)において、旅館業を営もうとする場合、都道府県の許可を不要とする。	短期賃貸業であっても、実態として旅館業と判断され得る営業を行っている場合は、公衆衛生の観点から営業許可を得る必要がある。 熊本市が国家戦略特別区域法に基づき国家戦略特別区域とされ、かつ国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を受ければ、ご提案の事業を実施することができる。

09【厚生労働省】国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
089020	行徳漁業生産組合準備会 事務局 青山真二 株特区ビジネスコンサルティング	「市川インバウンド観光特区」 国家戦略特区を活用した「食と漁業の体験ツアー」	旅館業法施行規則第5条	非漁業者や地域コミュニティ組織や漁業組合法人が漁業体験民宿業を行う場合にも、旅館業法の特例(客室面積が33㎡未満でも可)を適用する。	簡易宿所に係る客室面積基準については、平成28年4月から、定員一人当たりの面積を設定の上、収容定員に応じた面積基準とし、33㎡未満の物件についても、その規模に応じて活用できるようにしたところである。
093030	株特区ビジネスコンサルティング	国家戦略特区を活用した「食と漁業の体験ツアー」	旅館業法	漁業体験型民泊の拡大	簡易宿所に係る客室面積基準については、平成28年4月から、定員一人当たりの面積を設定の上、収容定員に応じた面積基準とし、33㎡未満の物件についても、その規模に応じて活用できるようにしたところである。

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
45. 農家民宿にかかる旅館業法の設備基準の特例の対象拡大					
017010	兵庫県	都市・農山漁村交流等の活性化のための農林漁業体験民宿に係る規制の緩和	旅館業法施行規則第5条	非農林漁業者が当該家屋に居住しながら農林漁業体験民宿業を行う場合については、旅館業法の特例(客室面積が33㎡未満でも可)を適用すること。	非農林漁業者の方が自宅の一部を活用して農林漁業体験民宿業を営む場合については、規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)に基づき検討し、平成28年4月から、簡易宿所の客室面積33㎡以上の条件を適用除外とすることとした。
038070	山口県 (ロボットタクシーに係る追加共同提案者) 周防大島町 ロボットタクシー(株) (以下水素関係の提案に係る共同提案者) 周南市 株式会社ヤマ徳山製造所 東ソー(株)南陽事業所 出光興産(株)徳山事業所 株式会社ヤマロジスティクス 長府工産(株)	地域資源を活用した新たなビジネス創出特区 “「小さな拠点の活性化、雇用創出、新たなエネルギー活用」のための総合改革拠点”	旅館業法施行規則第5条	法人化している地域コミュニティ組織等が運営する場合は、旅館業法の特例を適用する。	簡易宿所に係る客室面積基準については、平成28年4月から、定員一人当たりの面積を設定の上、収容定員に応じた面積基準とし、33㎡未満の物件についても、その規模に応じて活用できるようにしたところである。

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
46. 農家民宿にかかる旅館業法の適用除外					
078140	秋田県大湯村	(仮) 創立100周年へ向かう 新たな農業創生特区	旅館業法施行令第1条	既存の家屋等を利用して農家民泊を実施する場合、旅館業法施行令第1条における構造設備の基準の適用を緩和し、家屋を改造することなく実施できるようにする。	農林漁業者が農林漁業体験民宿業を営む場合については、旅館業法に基づく設備基準が一部緩和されている。簡易宿所営業としての許可を受ければ、旅館営業に求められる客室数等の要件を満たす必要はない。
47. 旅館業法の各種営業形態における設備要件の緩和					
076030	株式会社Machiya	熊本県熊本市中央区新町・古町を経済特区とする件	旅館業法施行令第1条第2項第2号 旅館業法施行令第1条第3項第1号	古民家を活用した旅館業の経営を推進するため、旅館営業、簡易宿所営業における延べ床面積の設備要件を緩和してもらいたい。	簡易宿所に係る客室面積基準については、平成28年4月から、定員一人当たりの面積を設定の上、収容定員に応じた面積基準とし、33㎡未満の物件についても、その規模に応じて活用できるようにしたところである。

09【厚生労働省】国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
076040	株式会社Machiya	熊本県熊本市中央区新町・古町を経済特区とする件	旅館業における衛生等管理要領 II施設設備 第1 14 (6) 5)	旅館営業において和室の寝具にベッド等の洋式の寝具を利用できるよう、規制を緩和してもらいたい。	和室において、ベッド等の洋式の寝具を利用することを妨げているわけではない。

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
48. 外国人滞在施設における旅館業法の特例の滞在日数要件及び設備要件の緩和					
083010	株特区ビジネスコンサルティング	「ふるさと人材総活躍」で地域をパワーアップ 一泊二日からの旅館業特例事業の解禁	国家戦略特区法施行令第12条	国家戦略特区法施行令第12条の制限を撤廃し一泊二日以上で泊まれるように緩和する。	いわゆる「特区民泊」の取組については、本年9月の国家戦略特別区域諮問会議において、「特区民泊における「最低宿泊・利用日数」を、現行の「6泊7日」から「2泊3日」に引下げるとの要件緩和を行うため、直ちに、必要な法令上の措置を講ずる。」とされたところである。
089030	行徳漁業生産組合準備会 事務局 青山真二 株特区ビジネスコンサルティング	「市川インバウンド観光特区」 国家戦略特区を活用した「食と漁業の体験ツアー」	国家戦略特区法施行令第12条	国家戦略特区法施行令第12条の制限を撤廃し一泊二日以上で泊まれるように緩和する。	いわゆる「特区民泊」の取組については、本年9月の国家戦略特別区域諮問会議において、「特区民泊における「最低宿泊・利用日数」を、現行の「6泊7日」から「2泊3日」に引下げるとの要件緩和を行うため、直ちに、必要な法令上の措置を講ずる。」とされたところである。
093040	株特区ビジネスコンサルティング	国家戦略特区を活用した「食と漁業の体験ツアー」	旅館業法	旅館業法特例の拡大(7日から2日以上に)	いわゆる「特区民泊」の取組については、本年9月の国家戦略特別区域諮問会議において、「特区民泊における「最低宿泊・利用日数」を、現行の「6泊7日」から「2泊3日」に引下げるとの要件緩和を行うため、直ちに、必要な法令上の措置を講ずる。」とされたところである。
101040	株特区ビジネスコンサルティング	「ふるさと人材総活躍」で地域をパワーアップ	国家戦略特区法施行令第12条	国家戦略特区法施行令第三条の制限を撤廃し一泊二日以上で泊まれるように緩和する。	いわゆる「特区民泊」の取組については、本年9月の国家戦略特別区域諮問会議において、「特区民泊における「最低宿泊・利用日数」を、現行の「6泊7日」から「2泊3日」に引下げるとの要件緩和を行うため、直ちに、必要な法令上の措置を講ずる。」とされたところである。

09【厚生労働省】国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
49. 屋外での飲食店利用に係る営業許可取得に向けた食品衛生推進員の派遣					
072010	株式会社日建設計	道路交通法における道路使用手続きの簡素化・緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・道路法32条、33条および同法施行令7条 ・道路交通法77条 ・食品衛生法5条、52条、61条 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり等の目的に合致する道路使用の「目的」を事前明示(追加記載)する。 (ex.屋台等の飲食店舗による時間帯別の日常的な道路使用、各種撮影、ストリートライブ、移動飲食店、フィルムコミッション等) ・屋外における飲食店舗利用の場合にも許可が受けやすくなるよう、計画段階から食品衛生推進員を派遣する等、都道府県に必要な措置を講じさせるべく、義務化や通知の発出による明確化を行う。 	<p>都道府県等は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、営業許可に当たっては計画段階から申請者の相談を保健所において受けていると承知している。</p>

09【厚生労働省】国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
50. 墓地経営におけるコンセッション方式の容認					
090010	株特区ビジネスコンサルティング	「ふるさと人材総活躍」で地域をパワーアップ 墓地コンセッション(運営権売却)特区 ～死後も安心できる社会に～	厚労省「墓地経営・管理の指針等について」	墓地経営について、コンセッション方式を認める。	<p>「墓地、埋葬等に関する法律」及び関係省令、通知において、墓地経営者である地方公共団体がその具体的な運営管理についてどのような手法を採用するかについて特段の定めはなく、地方公共団体の裁量に委ねられているところである。</p> <p>なお、コンセッション(公共施設等運営権)方式は、</p> <p>①利用料金の徴収を行う公共施設等について、</p> <p>②所有権を公共が有したまま、</p> <p>③民間事業者に当該施設の運営等を委ねる方式である(「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」第2条第6項)。</p> <p>このため、①～③の要件に合致する場合には、地方公共団体の判断により、コンセッション方式の活用が可能である。</p>
101080	株特区ビジネスコンサルティング	「ふるさと人材総活躍」で地域をパワーアップ	厚労省「墓地経営・管理の指針等について」	厚労省「墓地経営・管理の指針等について」における「墓地経営主体は市町村等の地方公共団体が原則であり、これによりがたい事情があっても宗教法人又は公益法人等に限られること。」において、コンセッション方式を認める。	<p>「墓地、埋葬等に関する法律」及び関係省令、通知において、墓地経営者である地方公共団体がその具体的な運営管理についてどのような手法を採用するかについて特段の定めはなく、地方公共団体の裁量に委ねられているところである。</p> <p>なお、コンセッション(公共施設等運営権)方式は、</p> <p>①利用料金の徴収を行う公共施設等について、</p> <p>②所有権を公共が有したまま、</p> <p>③民間事業者に当該施設の運営等を委ねる方式である(「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」第2条第6項)。</p> <p>このため、①～③の要件に合致する場合には、地方公共団体の判断により、コンセッション方式の活用が可能である。</p>

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
51. 理髪施設と美容施設の個別設置要件の撤廃					
095010	株特区ビジネスコンサルティング	シェアリングエコノミー特区 ～美容・理容へのシェアリングエコノミー方式の活用に向けて	理容師法の運用に関する件(昭和23年12月8日衛発第 382 号)	理髪と美容を兼ねる施設の設置を認める	平成27年12月に理容師法施行規則及び美容師法施行規則を改正するとともに、「理容師法の運用に関する件(昭和23年12月8日衛発第 382 号)」を改正し、理容所及び美容所の衛生上必要な要件を満たし、かつ理容師及び美容師両方の資格を有する者からのみなる事業所については、理容所・美容所の重複開設を認めることとした。
52. 雇用労働相談センターの創設					
048040	広島県	広島県ビッグデータバンク創造・活用特区	国家戦略特別区域法第37条	創業間もない企業等を中心に雇用ルールの周知徹底等を図るための「雇用指針」等を活用して、創業者に対して高度な個別相談等を行う「雇用労働相談センター」を設置	雇用労働相談センターについては、平成28年4月13日に認定された「広島県・今治市 国家戦略特別区域 区域計画」に基づき、平成28年10月に設置する予定。

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
53. 自動森林施業ロボット等の安全基準の策定					
059130	1. 人吉市【提案代表者】 2. 一般社団法人九州G空間情報実践協議会 3. 九州大学 4. 鹿児島大学 5. 崇城大学	地方創生の実現に向けた近未来技術実証特区@人吉	労働安全衛生規則(第27条) 労働安全衛生規則(第36条)	森林施業ロボットの登録制や免許制も含めた新たなルールを整備し、安全・安心な民生利用制度を創設する。	労働安全衛生法令では、移動式クレーン等の危険な機械について設置報告書の提出を求め、検査証を発行する等の制度や、一定の危険又は有害な業務について免許を受けた者等でなければ当該業務に就くことを禁止する規定があるが、特定の機械や作業にこうした規制の導入を検討する場合には、その機械や作業の危険の程度、労働災害が発生した場合の重篤度、普及状況、災害発生状況等を総合的に勘案し、必要があると判断される場合に規制を設けているところである。 この点、ご提案の森林施業ロボットは、現時点で実用化されていない研究開発中の機械であることから、当該機械に着目した個別の規制(労働安全衛生規則第27条、第36条などに基づく規制)を検討する段階にはないものと考えられる。
059140	1. 人吉市【提案代表者】 2. 一般社団法人九州G空間情報実践協議会 3. 九州大学 4. 鹿児島大学 5. 崇城大学	地方創生の実現に向けた近未来技術実証特区@人吉	労働安全衛生法 消費生活用製品安全法	森林施業ロボットについては、四足歩行技術、測位技術、通信技術等を集結し、総合的な開発を進める必要があり、特区内での技術実証など新たなサポート体制を含めた総合的な制度を創設する。	ご提案の森林施業ロボットに関する労働安全衛生法令による規制については、059130においてお答えしたとおりである。

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
54. 新たな労働時間制度の創設等					
006010	兵庫県	国際企業(外国・外資系企業)の業務実態に応じた労務規制の緩和	労働基準法第37条第4項	国際企業(外国・外資系企業)において、労使間で合意が得られた場合は、午後10時から午前5時までの勤務に対する割増賃金の支払いを不要とすること。	<p>深夜労働に対する割増賃金は、深夜という労働時間の位置に着目して、その労働の強度等に対する労働者への補償として、労働基準法により、使用者に支払を求めているものであり、原則として割増賃金の支払いを不要とすることはできない。</p> <p>なお、労働基準法等の一部を改正する法律案により創設を予定している、高度プロフェッショナル制度では、対象者を、割増賃金の適用になじまない、時間ではなく成果で評価される働き方を希望する高度専門職に限定し、その健康確保を図るためのより厳格かつ直接的な規制を設けること等を要件として、原則的な労働時間規制の適用を除外するものである。</p>

09【厚生労働省】国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
099020	㈱特区ビジネスコンサルティング	外国人活用特区	労働基準法第32条、第36条 労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準(平成10年労働省告示第154号)	<ul style="list-style-type: none"> ・農業分野の労働規制の合理化 →特区内では、労働者の合意を得、かつ健康面に配慮した上で、農業分野の繁忙期に適した労働時間規制など、ルール設定を行う。(現状では、農業で外国人技能実習生を受け入れる場合、他産業に準拠した週40時間労働などが求められる) 	労働基準法では、農業に従事する労働者については、業務が天候、気象等の自然的条件に左右されるため、労働時間、休憩及び休日に関する規定が適用されない。

09【厚生労働省】国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
55. 地方公共団体が無料職業紹介を行う場合の厚生労働大臣への届出不要化					
008010	兵庫県	地方公共団体による職業紹介の自由化	職業安定法第33条の4第1項	地方公共団体が無料職業紹介を行う場合は、厚生労働大臣への届出を不要とすること。	地方公共団体が行う無料職業紹介事業については、「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年12月22日閣議決定)に基づき、国への届出(職業安定法第33条の4第1項)を廃止することとしている。
56. 労働基準監督署の一部業務の地方自治体への移管及び民間委託					
085011	株式会社ビジネスコンサルティング	厚生労働省・労働基準監督署の一部業務の地方移管・民間委託	労働基準法第11章 監督機関	労働基準監督署の業務の自治体移管及び民間委託を可能にする。	「インターネットによる情報監視」に係る業務は、一般競争入札(総合評価落札方式)による調達を行い、既に民間に委託を行っているところである。 「定期的なヒアリング」は臨検等を指しているとのことであるが、労働基準監督官は、労働基準関係法令違反の疑いのある事業場に対して、迅速に権限を行使して必要な調査を行うものであり、また臨検等については罰則をもってその強制力が担保されている。そのため、臨検の拒否、尋問に対する不陳述や虚偽陳述、帳簿の不提出や虚偽記載帳簿の提示等に対しては、即座に司法警察権限を行使することも可能である。 事業主が法令違反の事実を隠匿する意思をもって臨検等を妨げた場合等に、迅速かつ的確に対応することができないため、臨検等の権限を民間委託することは困難である。 「過重労働撲滅特別対策班」の業務は、労働基準監督官が労働基準法等に基づき、特別司法警察員として書類送検を行うための捜査を主としており、これを民間委託することは司法制度の根本に関わるものであり対応は困難である。
085012	株式会社ビジネスコンサルティング	厚生労働省・労働基準監督署の一部業務の地方移管・民間委託	各機関に置かれる労働基準監督官の権限 労働基準法第101条	労働基準監督署の業務の自治体移管及び民間委託を可能にする。	「インターネットによる情報監視」に係る業務は、一般競争入札(総合評価落札方式)による調達を行い、既に民間に委託を行っているところである。 「定期的なヒアリング」は臨検等を指しているとのことであるが、労働基準監督官は、労働基準関係法令違反の疑いのある事業場に対して、迅速に権限を行使して必要な調査を行うものであり、また臨検等については罰則をもってその強制力が担保されている。そのため、臨検の拒否、尋問に対する不陳述や虚偽陳述、帳簿の不提出や虚偽記載帳簿の提示等に対しては、即座に司法警察権限を行使することも可能である。 事業主が法令違反の事実を隠匿する意思をもって臨検等を妨げた場合等に、迅速かつ的確に対応することができないため、臨検等の権限を民間委託することは困難である。 「過重労働撲滅特別対策班」の業務は、労働基準監督官が労働基準法等に基づき、特別司法警察員として書類送検を行うための捜査を主としており、これを民間委託することは司法制度の根本に関わるものであり対応は困難である。

09【厚生労働省】国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
57. 労働者派遣期間の緩和					
053010	山形県	果樹の管理・収穫作業における労働者派遣法に基づく派遣期間の制限に係る規制緩和	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第三十五条の四	作業が短期間に集中する果樹管理作業において、必要な労働力確保を可能とするため、派遣業者を通じた雇用を短期間(20日程度)でも可能とするよう雇用期間に関する要件の緩和	<p>日雇派遣については、雇用管理上問題のある派遣形態を禁止し、派遣労働者の雇用の安定や保護を図る観点から、日雇労働者についての労働者派遣を原則として禁止している。</p> <p>その上で、通訳や添乗業務等の平成24年の法改正時において日雇派遣が常態であり、かつ、専門性が高いこと等のため労働者の保護に問題のない業務については、雇用機会確保の観点等から、例外的に日雇労働者についての労働者派遣を認めている。</p> <p>農業については、以上のような業務として整理することは困難であるため、日雇派遣の禁止の例外となる業務に農作業を追加することは困難である。なお、短期の業務であっても、日雇派遣ではなく直接雇用により対応することが可能である。</p> <p>また、ご提案の「具体的な事業の実施内容」中、「シルバー人材センターからの労働者確保は、農家と労働者の間に雇用関係がなく、農家から労働者へ指揮命令が出来ない」とあるが、シルバー人材センターが行う労働者派遣事業により農家が派遣先として派遣労働者を受け入れる場合、農家が当該派遣労働者に対して指揮命令を行うことはできる。</p>
58. 労災保険の対象範囲の拡大					
078030	秋田県大湯村	(仮) 創立100周年へ向かう新たな農業創生特区	労災保険(対象範囲等) 労働者災害補償保険法(第33条)、労働者災害補償保険法施行規則(第46条の18)、労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める機械の種類(昭和40年労働省告示第46号)	指定農業機械作業従事者については、フォークリフトで事故を起こした際、全ての作業行為において補償されるようにする。	<p>昭和40年労働省告示第46号第二号ホの「その他自走式運搬機械」にはフォークリフトが含まれており、「当該機械をほ場等の作業場と格納場所との間において、運転又は運搬する作業及びこれに直接附帯する行為※を行う場合」(昭和40年12月6日付け基発第1591号)の当該機械にフォークリフトが含まれている。</p> <p>※「直接附帯する行為」とは、作業場と格納場所の間における作物等の積卸作業が該当するもの。</p> <p>ただし、納入先等へ出荷するための作業については、土地の耕作作業等農作業ではないことから、補償の対象外となっている。</p> <p>特別加入の対象については、業務の範囲が明確に特定でき、業務災害の認定等が保険技術的に可能であるかどうかを考慮して定められているところ、ご要望にある全ての作業行為を補償の対象とすると土地の耕作作業等農作業以外が含まれる可能性が有り、業務の範囲が不明確となるため困難である。</p>

09【厚生労働省】国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
59. 技能認定制度の検定職種の追加					
-	愛媛県今治市	産業人材としての外国人の受け入れ促進	職業能力開発促進法施行令	捺染、タオル、紡績、擦糸といったタオルの製造工程に応じた検定職種を設定	<p>特区認定の有無にかかわらず、「捺染、タオル、紡績、擦糸といったタオルの製造工程に応じた職種」を技能実習2号移行対象職種として追加するには、我が国の法令に抵触しない分野であって、業所管省庁の同意の下、</p> <p>①同一の作業の反復のみでないこと、 ②送出国の実習ニーズに合致すること ③実習の成果が評価できる公的評価システムがあること</p> <p>といった要件を満たす必要がある。 このうち、③については、業界団体が実習の成果が評価できる公的評価システムをつくり、厚生労働省に申請することが必要であるため、詳細については相談されたい。</p>

09【厚生労働省】国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
60. シルバー人材センターの取り扱い業務の緩和					
041110	佐賀県鳥栖市 福岡県小郡市 佐賀県基山町	「九州ブランディング拠点創生特区」 ～ 県境を越えて交通結節機能を最大化。すべては九州のために ～	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条・42条 高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律の施行について(職高発第1104001号)	農業等に従事する場合のシルバー人材センターの就業時間を週20時間から週40時間に拡大する。	ご要望については、今般、厚生労働省労働政策審議会にて、現行、臨時的かつ短期的又は軽易な業務に係る就業に限定されているシルバー人材センターの業務について、職業紹介事業及び労働者派遣事業については、他の事業者や労働市場への影響に配慮した上で要件を緩和することが適当である旨の報告書が取りまとめられたところ。 同報告書を踏まえ、今後、今通常国会での高齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正も視野に入れて対応を検討している。
043060	徳島県	誰もが輝く!「とくしま総活躍特区」! ～ 徳島から「一億総活躍社会」を実現! ～	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第42条・第45条、国家戦略特別区域法第24条の2 高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律の施行について(職高発第1104001号)	高齢者の活躍が図られるよう、シルバー人材センターの取り扱い業務のうち、地域の人手不足分野の就労については、「臨時的かつ短期的な就業」又は「軽易な業務」に定めた「具体的日数・時間」の要件緩和を図ること。	ご要望については、今般、改正法で、臨時的かつ短期的又は軽易な業務に係る就業に限定されているシルバー人材センターの業務について、職業紹介事業及び労働者派遣事業については、他の事業者や労働市場への影響に配慮した上で要件を緩和する仕組みを設けた。

09【厚生労働省】国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
067050	高知県	移住特区を実現し人口減少による負の連鎖を克服【～移住者をつくる元気な地域～】	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第1項 ・高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律の施行について(職高発第1104001号) 	<p>民業圧迫の恐れがなければ、シルバー人材センターが、週20時間ではなく、40時間の就業についても、派遣事業を行うことを可能とする。</p>	<p>ご要望については、今般、改正法で、臨時的かつ短期的又は軽易な業務に係る就業に限定されているシルバー人材センターの業務について、職業紹介事業及び労働者派遣事業については、他の事業者や労働市場への影響に配慮した上で要件を緩和する仕組みを設けた。</p>

09【厚生労働省】国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
61. 女性創業支援会社の委託実施時に求められる各種免許・許可等の不要措置					
038150	山口県 (ロボットタクシーに係る追加共同提案者) 周防大島町 ロボットタクシー(株) (以下水素関係の提案に係る共同提案者) 周南市 ㈱トクヤマ徳山製造所 東ソー(株)南陽事業所 出光興産(株)徳山事業所 ㈱トクヤマロジスティクス 長府工業(株)	地域資源を活用した新たなビジネス創出特区 “「小さな拠点の活性化、雇用創出、新たなエネルギー活用」のための総合改革拠点”	食品衛生法第52条 旅館業法第3条	インキュベーション支援という設立趣旨から、実質的な事業執行主体である受託者が免許や許可等を取得すれば足りるというみなし規定の適用	<p>食品衛生法に基づく営業許可は、飲食店営業等、公衆衛生上影響の著しい営業を営もうとする者が、都道府県知事等の許可を受けることとなっている。(食品衛生法では、公衆衛生上影響の著しい営業の施設に係る基準について、都道府県等が条例で定め、その基準に合うと認めるときは、都道府県知事等が自治事務として許可をすることとなっている。)</p> <p>旅館業法の許可申請の主体となるのは、個別具体的な事実を基に、旅館の管理・経営形態を総体的にみて、宿泊者の使用する部屋を含め施設の衛生上の維持管理責任を負う者となる。</p>
62. 保育士資格を保有する在留外国人の国内就労の容認					
066010	学研ココファンホールディングス	在留外国人の有資格者の就労支援	出入国管理及び難民認定法 別表第一	保育士資格を有する外国人が国内で保育士として働けるよう、保育士の在留資格を創設する。	現状保育士の資格によって就労できる在留資格はない。保育士の確保については、国内の人材確保対策を充実・強化していくことを基本としており、御提案に対応することは困難である。

09【厚生労働省】国家戦略特区等提案検討要請回答

提案 管理 番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
63. 外国人の在留資格・在留期間・就労資格制限の緩和並びに入国管理局等の就労状況定期監査業務の民間委託					
046022	医療法人 明正会	健康長寿の大地の恵み 温泉・食と医療の融合国 際拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項 ・出入国管理及び難民認定法施行規則第3条及び別表第2 	<p>現地での健診結果等から90日を超える通院治療が必要であると解され、医療滞在ビザで本邦に入国する場合には、例外的に滞在期間を180日とするビザの発給を認める。</p>	<p>治療等の目的のため医療滞在ビザで本邦に入国後、その期間内に治療等が終了しない場合等特段の事情が認められる場合には、入院の有無にかかわらず、現在でも、医師からの診断書や滞在中の経費を支弁できることの立証資料等の提出を求めた上で在留期間更新を許可しているところであり、現行制度においても、必要に応じ90日以上滞在は可能である。</p>

09【厚生労働省】国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
046023	医療法人 明正会	健康長寿の大地の恵み温泉・食と医療の融合国際拠点	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第26号	医療滞在ビザで入国する者の多くは、専属的な世話を伴い入国することが想定されるため、報酬を支払われている世話人であっても在留を許可する。	医療滞在制度に係る措置は、国際医療交流の促進のため、長期間の医療を受ける者及びその付添人の入国・在留を認めるものであり、それ以外の就労活動を認めることを目的としているわけではないため、報酬を支払われている世話人の在留を許可することはできないと承知している。
046070	医療法人 明正会	健康長寿の大地の恵み温泉・食と医療の融合国際拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・出入国管理及び難民認定法第19条第2項及び別表第1の4 ・同法施行規則第19条第5項第1号 	一般に留学生が認められている労働時間の週28時間を超えて飲食店での活動、観光ガイド業を行うことの許可。	資格外活動の許可は、本来の在留活動を阻害しない範囲内において、現に有している在留資格に属しない就労活動を例外的に認めるものである。留学生については、本来の在留活動の遂行が妨げられるものでなく、①活動の目的が本邦留学中の学費等の必要経費を補うものであること、②申請に係る活動が語学教師、通訳、翻訳、家庭教師等、申請者の専攻科目と密接な関係のある職種又は社会通念上学生が通常行っているアルバイトの範囲内にある職種であること、が確認できれば、1週28時間以内(教育機関の長期休業期間にあつては、1日8時間以内)の範囲を超える就労時間であっても、活動を行う機関の名称及び所在地、業務内容等の条件を定めた上で個別に許可しており、既に対応していると承知している。
048120	広島県	広島県ビッグデータ・ベンク創造・活用特区	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件第2号、別表第2	<p>高度人材における入国帯同型以外において家事使用人を雇用する場合、「申請人以外に家事使用人を雇用していないものに限る」とされているが、複数人を雇用し交代で勤務することを可能とする。</p> <p>また、報酬要件が「月額20万円以上」とされているが、この場合において、雇用している使用人の合計額とする。</p>	御提案の具体的内容が必ずしも明らかではないが、仮に、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める第二号に基づき雇用する家事使用人に対して定められた要件未達の報酬を支払う場合、当該家事使用人が他の就労活動に従事するおそれがあることから、適切な在留管理も困難となるなど、高度人材に対して家事使用人の雇用を特例的に認めた制度の趣旨に反することになるため、御提案は受け入れられない。

09【厚生労働省】国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
050010	一般社団法人 福岡県中小企業経営者協会連合会 一般社団法人 福岡県専修学校各種学校協会	地域成長戦略実現にむけた人材不足の解消 「産学官連携」による管理体制の整備と外国人留学生の就労ビザ(技術・人文知識・国際業務)適用範囲緩和	入出国管理及び難民認定法 別表第一の二(技術・人文知識・国際業務関係)	サービス業を始め現在、外国人の就労が認められていない分野で、福岡県産業人材振興センター(仮)で在留資格の推薦基準を策定することにより、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の許可範囲を明確化する。 【想定するケース】 ○ビジネス専門学校留学生在が、居酒屋に就職する →ホール・調理・店長補佐・店長等どのレベルの仕事なら在留資格が可能なのか同センターにて推薦基準を策定する。この推薦基準に則り、入国管理局が在留を許可する。 ○日本語専門学校留学生在が、コンビニエンスストアへ就職する →コンビニエンスストアでどのような地域でどういった業務レベルの仕事なら在留資格が可能なのか同センターにて推薦基準を策定する。この推薦基準に則り、入国管理局が在留を許可する。	サービス産業であっても、申請人が大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けている場合、又は本邦の専修学校の専門課程を修了し、専門士又は高度専門士の称号を得ている場合であって、その知識を必要とする業務に従事するときは、在留資格「技術・人文知識・国際業務」での就労が認められる場合がある。 在留資格「技術・人文知識・国際業務」の許可範囲については、当省としても従来から明確化に努めており、既に当省ホームページにおいて考え方及び許可事例等を公表しているところ、更なる不明点があれば、それを踏まえて、引き続き当省において明確化を図っていくことが適当であると考えている。 なお、本邦で従事しようとする活動が、入管法に規定される在留資格に該当するものであるか否かは、全国一律に判断すべきものとする。
078080	秋田県大湯村	(仮) 創立100周年へ向かう新たな農業創生特区	入出国管理及び難民認定法	農作業についても、帰国した際にはその農業技術の伝承につながることから、就労ビザの発行を行う。	現在、御提案については、国家戦略特区WGにおいて議論されている。

09【厚生労働省】国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
080010	㈱特区ビジネスコンサルティング	クールジャパンに関わる外国人材の就労解禁	<ul style="list-style-type: none"> ・出入国管理及び難民認定法第2条の2 ・同 別表第一の二 二 ・出入国管理及び難民認定法第27条、第28条 	<ul style="list-style-type: none"> ・食、ファッション、美容、デザイン、おもてなしを重視した接客業といったクールジャパンにかかわる分野について、日本国内の関連する専門学校を卒業した外国人、または接客検定に合格した外国人が、一定期間、調理業、美容業、服飾業、デザイン業、接客業等で働きながら修行することを可能とする在留資格を整備する。 ・滞在期間は、基本的な修行期間としての「3年」に、分野ごとに必要な期間を加えた期間とし、その後は、帰国して海外への普及を行っていただく。 ・特区で限定的に実施する。 ・制度を悪用した外国人の在留などが生じることを防ぐため、就業できる店舗等は信頼性の高いところに限定し、自治体の関与等の十分なチェック体制を設ける。 ・外国人就労ビザの申請において、上場企業や中小企業など、企業規模にとらわれることなく申請に必要な書類を統一して、わかりやすい手続きを定める。 ・入国管理局および労働基準監督署の就労状況の定期監査といった業務を民間に委託する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・クールジャパンについて 外国人材の受入れ範囲の拡大については、労働市場及び日本人の処遇改善への影響や国民生活等への影響があることから、「日本再興戦略2016」に従い、国民的コンセンサスを踏まえ、幅広い観点から政府横断的に検討していく必要があるものと考えている。 なお、平成28年5月27日に成立した改正国家戦略特区法の附則第2条において、クールジャパン産業の海外展開やインバウンド対応を促すため、外国人の専門的知識・技能の習得やそれに基づいた就労の機会の充実を図る具体的な方策について、法律の施行後一年以内を目途として検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずるとされているところである。 ・労働基準監督署の定期監査の民間委託について 「定期監査」は臨検等を指しているとのことであるが、労働基準監督官は、労働基準関係法令違反の疑いのある事業場に対して、迅速に権限を行使して必要な調査を行うものであり、また臨検等については罰則をもってその強制力が担保されている。そのため、臨検の拒否、尋問に対する不陳述や虚偽陳述、帳簿の不提出や虚偽記載帳簿の提示等に対しては、即座に司法警察権限を行使することも可能である。 事業主が法令違反の事実を隠匿する意思をもって臨検等を妨げた場合等に、迅速かつ的確に対応することができないため、臨検等の権限を民間委託することはできない。
099010	㈱特区ビジネスコンサルティング	外国人活用特区	<ul style="list-style-type: none"> ・出入国管理及び難民認定法 別表第一の二 二 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業分野での外国人就労資格を追加し(「技能」)、農業技術を有する外国人の一定期間(3か月から3年程度)の就業を認めるようにする。 ・漁業分野での外国人の就労資格を追加し(「技能」)、漁業技術を有する外国人の一定期間(3年を限度に)の就業を認めるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の専門的・技術的分野に該当しない外国人材の受入れ範囲の拡大については、労働市場及び日本人の処遇改善への影響や国民生活等への影響があることから、「日本再興戦略」改訂2015」に従い、国民的コンセンサスを踏まえ、幅広い観点から政府横断的に検討していく必要があるものと考えている。

09【厚生労働省】国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
64. 株式会社立保育所における法人税免税及び施設整備補助対象化					
031020	一般社団法人新経済連盟	Japan Ahead	社会福祉法	株式会社立の保育所についても、社会福祉法人と同様に、法人税免税と施設整備補助の対象とする。	社会福祉法人について法人税が非課税となっているのは、社会福祉事業を安定的に供給することを目的として設けられている措置であり、社会福祉法人の公益性を踏まえてのものである。社会福祉法人には税制上の優遇措置が設けられている一方で、解散時の財産分与を認めない、役員構成に一定の制限がある等の規制が課されている。株式会社についてはこれらの制限は課されておらず、またその役割も社会福祉法人とは異なるものであるから、同様の税制上の優遇措置を認めることは困難である。 施設整備補助について、子ども・子育て支援新制度においては、株式会社等の法人に対しても、自己所有の建物により保育所等を設置する場合には「減価償却費加算」や「賃借料加算」を公定価格に盛り込むこととした。さらに平成28年度予算においては、賃借料加算の水準を見直すことに加え、小規模保育事業の施設整備補助を創設し、株式会社も含め対象とした。
65. ワンストップセンターの設置					
048050	広島県	広島県ビッグデータバンク創造・活用特区	国家戦略特別区域法	外国人を含めた企業・開業支援のため、登記、税務、年金、提案認証等の創業時に必要な各種申請のための窓口を集約。相談を含めた総合的な支援を実施。	ワンストップセンターは、国家戦略特別区域法第36条の2に基づき、国家戦略特別区域内に設置されるものである。今後、区域ごとに設置される国家戦略特別区域会議での意見等を踏まえ、設置を検討してまいりたい。